

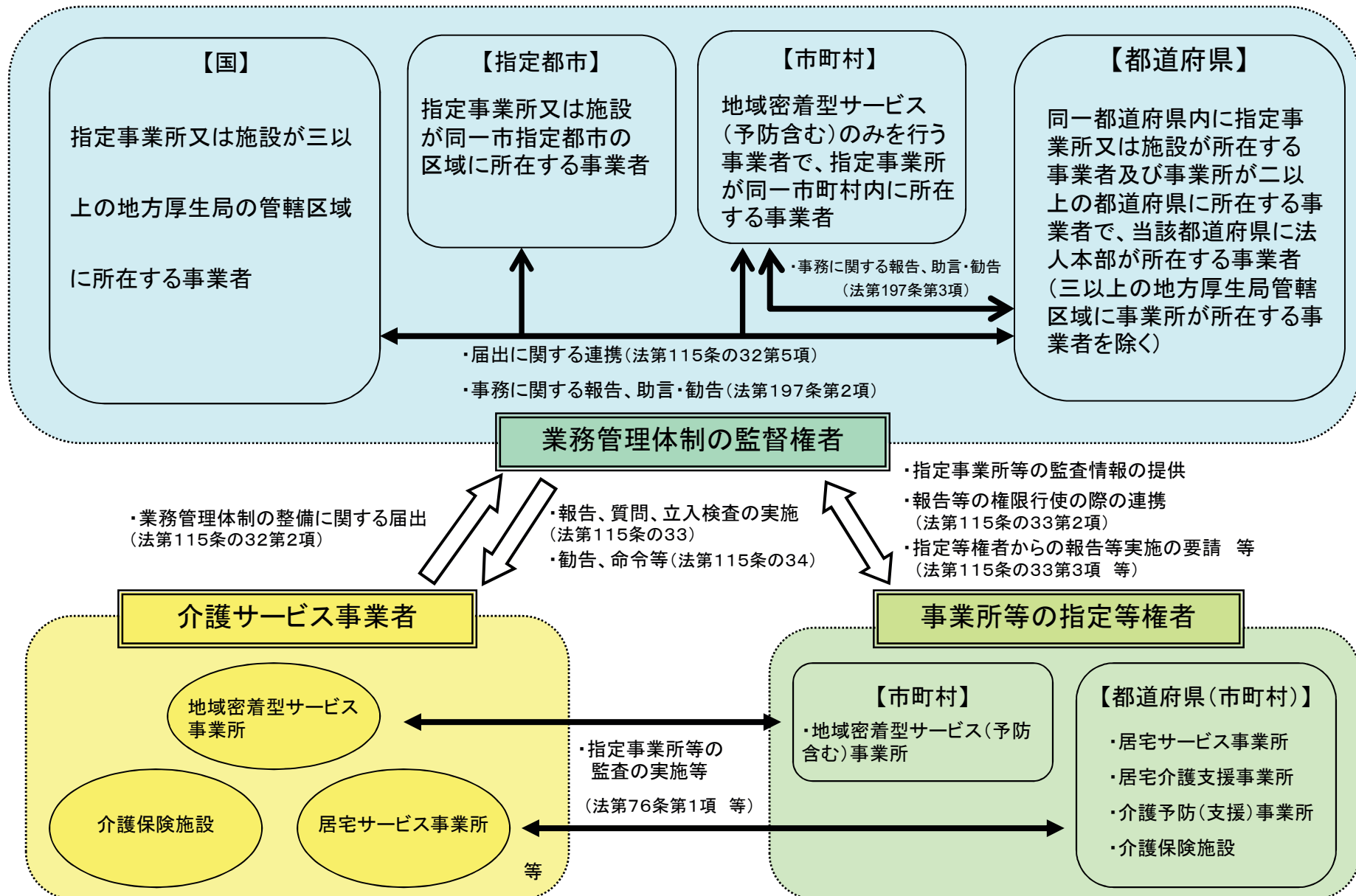
平成27年4月1日

介護サービス事業者の業務管理 体制の監督について

厚生労働省老健局総務課
介護保険指導室

業務管理体制の監督体制等

業務管理体制の監督体制等



国における監督体制等

○ 法第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の実施

担当部局 区 分	厚生労働省老健局	実施計画
一般検査	指定事業所又は施設が3以上の厚生局管轄区域に所在する事業者	1事業者に対して概ね6年に1回
特別検査	一般検査に同じ	指定事業所又は施設において指定等取消処分相当事案が発覚した事業者に対して随時

※ 法第115条の32第2項に基づく届出等に関する事務処理は一般検査の区分に同じ。

○ 法第197条第2項の規定により、都道府県及び市町村が法第5章第9節の規定に基づいて行う業務管理体制の整備に関する監督事務に対する報告の求め、助言・勧告

厚生労働省老健局が実施

業務管理体制整備の基準等

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要(H20)

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守が不十分

業務管理
の体制整備

○新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、**業務管理体制の整備を義務付け**等

○事業者の規模に応じた義務とする

事業者の本部への検査権限がない

○不正行為への組織的な関与が確認できない

本部への
立入検査等

○不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の**事業者の本部への立入検査権**を創設

○業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による**事業者に対する是正勧告・命令権**を創設

不正事業者による処分逃れ

○監査中の廃止届により処分ができない
○同一法人グループへの譲渡に制限がない

処分逃れ
対策

○事業所の**廃止届を事後届出制から事前届出制**へ。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加等

○指定取消を受けた事業者が**密接な関係にある者に事業移行**する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

「一律」連座制の問題

○組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座
○一自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

指定・更新
の欠格事由
の見直し

○いわゆる連座制の仕組みは維持し、**不正行為への組織的な関与**の有無を確認し、**自治体が指定・更新の可否を判断**

○広域的な事業者の場合は、国、都道府県、市町村が**十分な情報共有と緊密な連携の下に対応**

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

サービス
確保対策
の充実

○事業廃止時のサービス確保に係る**事業者の義務を明確化**

○事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加

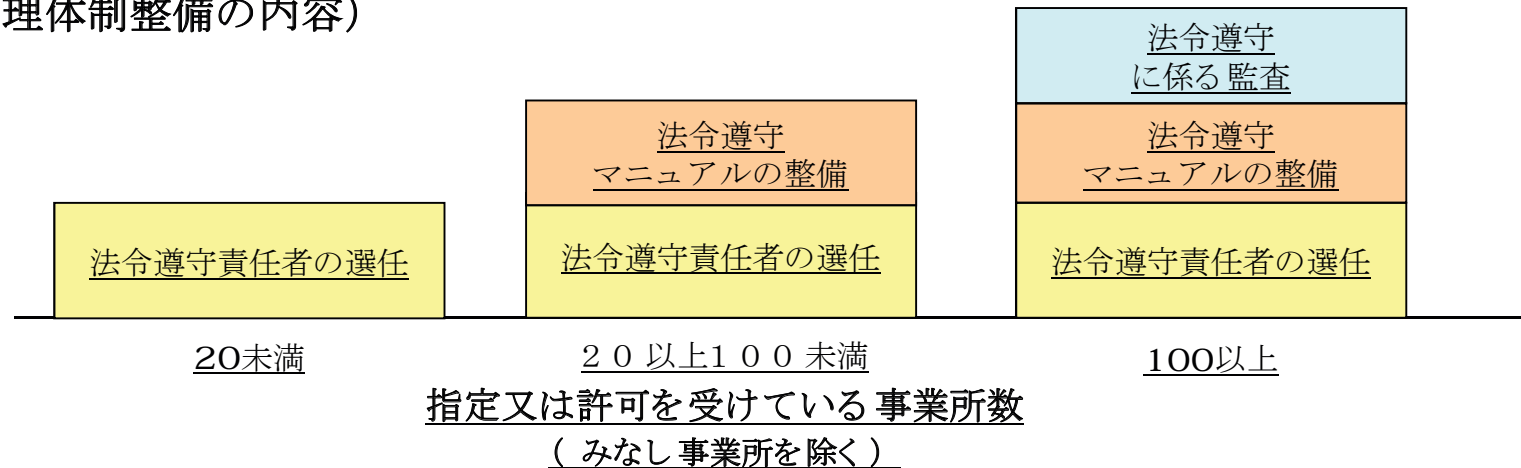
○行政が必要に応じて**事業者の実施する措置に対する支援を行う**

施行期日：平成21年5月1日(政令事項)、省令：平成21年厚生労働省令第54号(平成21年3月30日公布)

業務管理体制の整備(1)

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



(届出先)

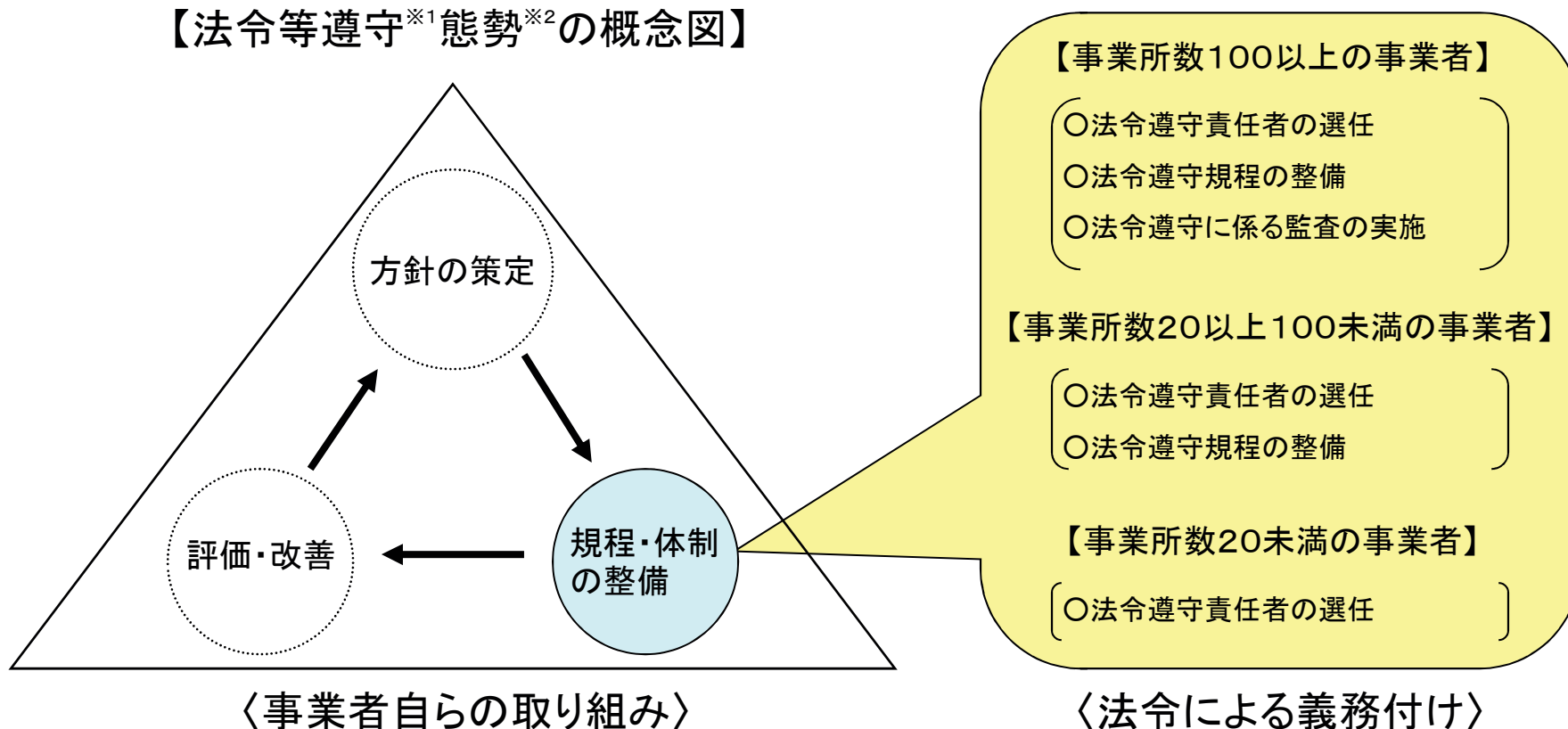
区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	③を除く市町村長
⑤ ①から④以外の事業者	都道府県知事

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

業務管理体制の整備(2)

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する業務管理体制の一部であることに留意する。

【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】

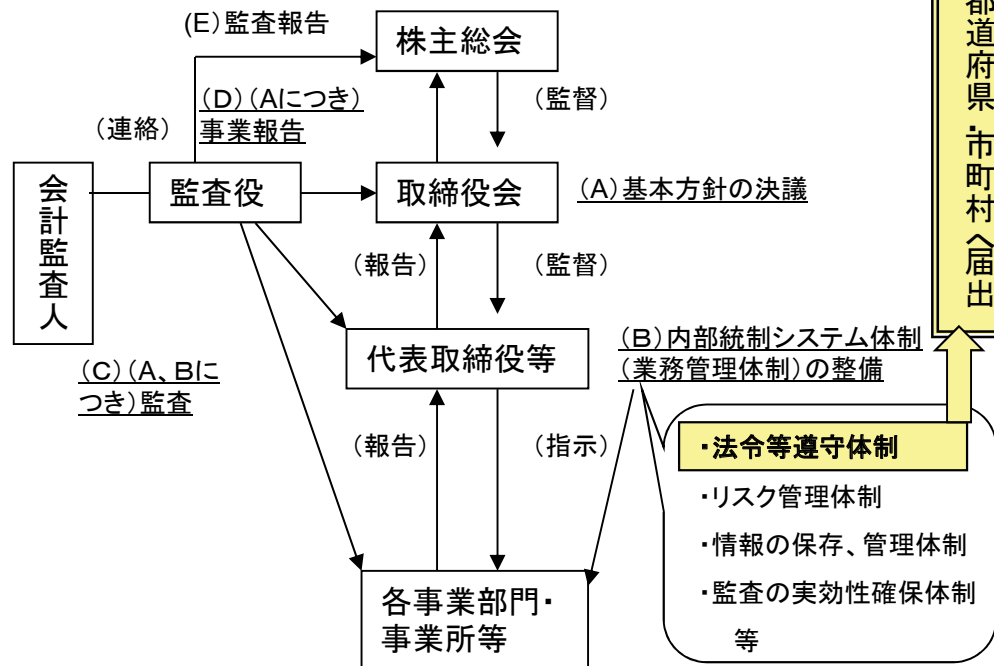


※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A, Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

(注) システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

【法令等遵守態勢の確認の視点】

1 方針の策定

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2 内部規程・組織体制の整備

- ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

3 評価・改善活動

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

業務管理体制の整備に 関する届出について

業務管理体制の整備に関する届出

対象の事業者	届出する事項
全ての事業者	事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
全ての事業者	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための業務執行の状況の監査の方法の概要

届出

【届出先区分】

【届出先】

事業所等が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者

〔厚生労働省
老健局〕

事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者

〔主たる事務所の所在する都道府県〕

すべての事業所等が同一都道府県内に所在する事業者

〔都道府県〕

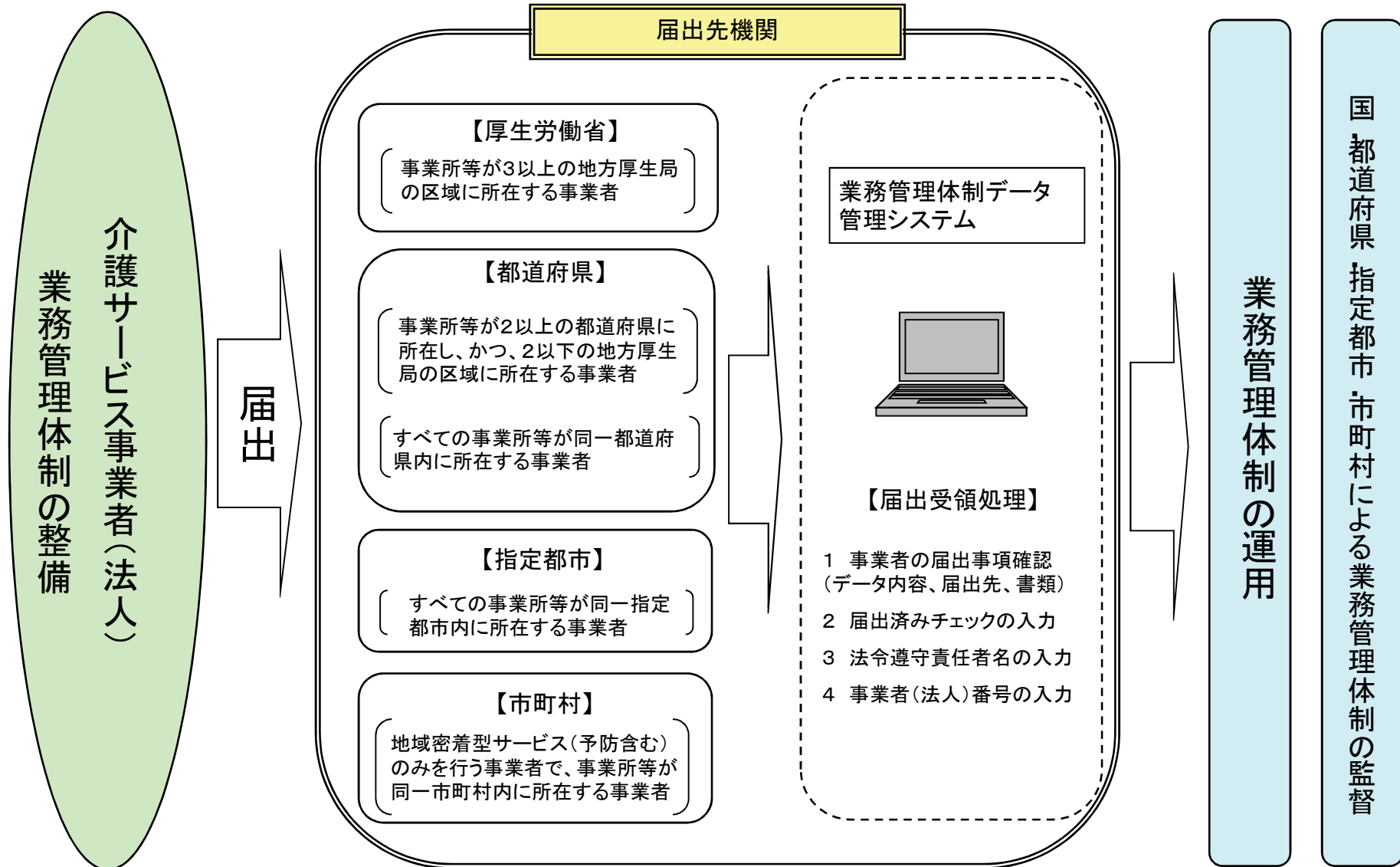
すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者

〔指定都市〕

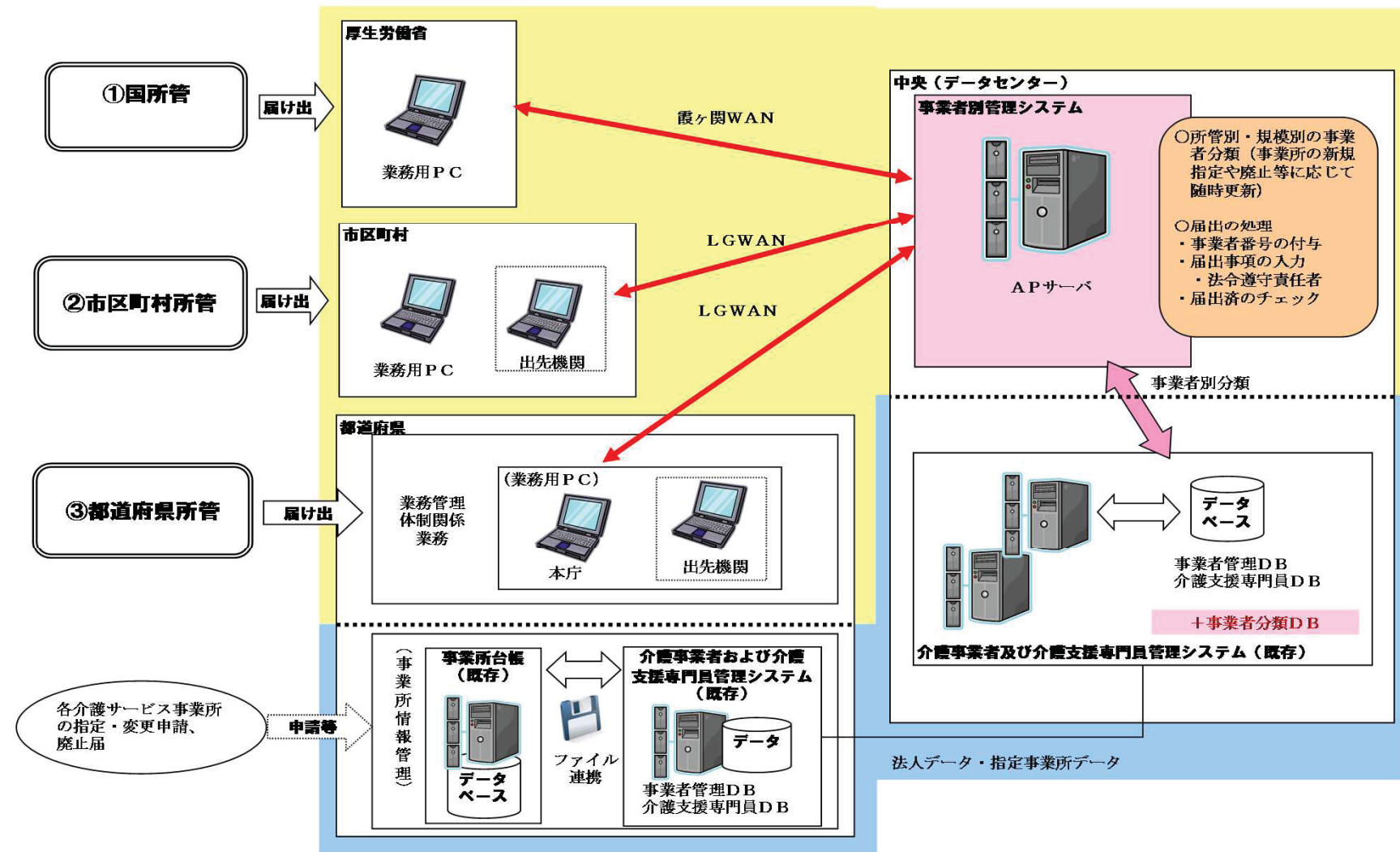
地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者

〔市町村〕

業務管理体制整備に係る届出の事務処理



業務管理体制データ管理システム概要図



業務管理体制確認検査指針

I 検査等の実施に当たっての基本的考え方

検査の目的

- 指定取消事案などの不正行為の未然防止。
- 介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図る。
- ※ 業務管理体制は、事業者が自ら整備・改善するものという前提で実施

検査の視点

- 事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているか。
- 指定事業所の指定取消処分相当事案発覚の場合は組織的関与の有無を検証（連座制の適用判断）。
 - ① 現状を的確に把握
 - ② 客観的に問題点を提示
 - ③ 事業者の理解や認識を確認

問題点については、事業者自ら改善を図るよう意識付け。

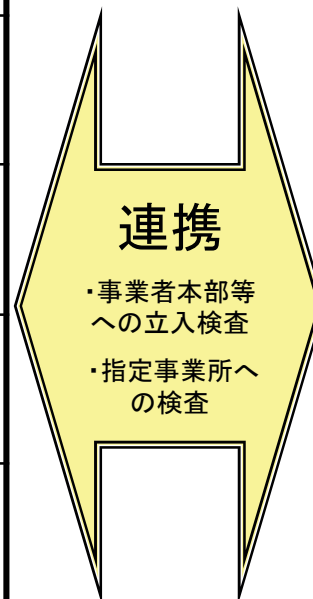
必要に応じ行政上の措置

関係機関の十分な連携

特に、立入検査を実施する場合は、当該事業所等の指定等権限を有する指導監督部局及び関係する都道府県、市町村の指導監督部局とも十分連携し、効率的かつ効果的な検証方法の選択に努める。

介護サービス事業者の 業務管理体制の監督機関

事業所の所在状況	立入検査等 実施機関
①3以上の地方厚生局の 区域	厚生労働大臣 (本省)
②2以上の都道府県の 区域、かつ、2以下の地 方厚生局の区域	主たる事務所の所 在する都道府県知 事
③すべてが1の都道 府県の区域	都道府県知事
④すべてが1の指定 都市の区域	指定都市の長
⑤1の市町村の区域 (地域密着型サービスに 限る)	市町村長



指定介護サービス事業所等 の指導監督機関

区 分	指導・監査 実施機関
① ・指定居宅サービス事業所 ・指定居宅介護支援事業所 ・指定介護予防(支援)事業所 ・介護保険施設	都道府県知事 指定都市の長 中核市の長
② 地域密着型サービス (予防含む)指定事業所	市町村長

検査等の実施に際しての基本原則

1 介護サービス利用者、国民視点の原則

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費で成り立っている公的な性格がきわめて強い制度。利用者保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営のため、介護サービス利用者及び国民の立場に立ち、業務管理体制の実態を検証しなければならない。

2 補強性の原則

適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまで事業者自身にあり、検査担当部局は、これを検証する立場。

他方、それが、事業者の業務管理体制の強化につながり、事業者自身の改善に向けた取組みを促進するように配慮しなければならない。

この観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を指摘したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

3 効率性の原則

検査等は、事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、効率的に実施する。

内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければならない。

4 実効性の原則

検査等は、事業者の介護保険業務の健全性及び適正性の確保につながるよう事業者が抱える問題点を的確に把握しなければならない。

5 プロセスチェックの原則(※)

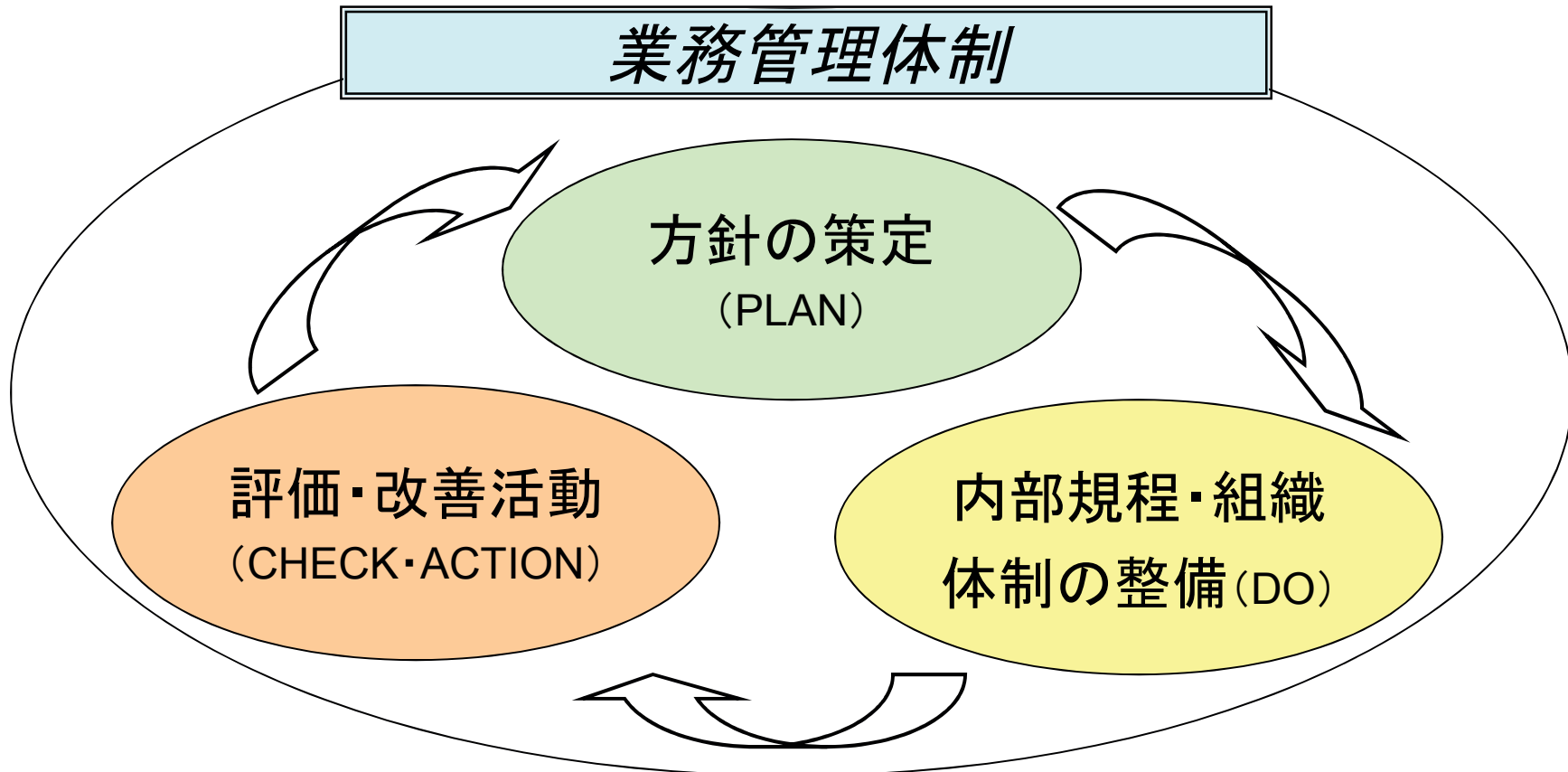
検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証。

ただし、業務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点からも指定事業所等の個別事案の検証が重要であることに留意する。

(※)一連のプロセスに重点を置いた検証

PDCAサイクルを組み合わせた体制(態勢)整備のプロセスを確認

①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善活動の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているか。



検査等の実施に際しての検査担当職員の心得

1 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

2 法に定める適正な手続

適正な手続きを確保するとともに、法律の目的に照らして必要のない点にまで検査に及んでいないか不断に問い直さなければならない。

3 信頼性の醸成

検査は信用と信頼が最も大切な要素であることを自覚し、綱紀・品位及び秘密保持の徹底、穏健冷静な態度で相手方と双方向の議論に努めなければならない。

4 自己研鑽

介護サービス業務に関する法令、確認検査実施に当たっての考え方等を正しく理解し、介護サービスに関する知識や検査実務の習得に努めなければならない。

Ⅱ 検査等の実施手続等

一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

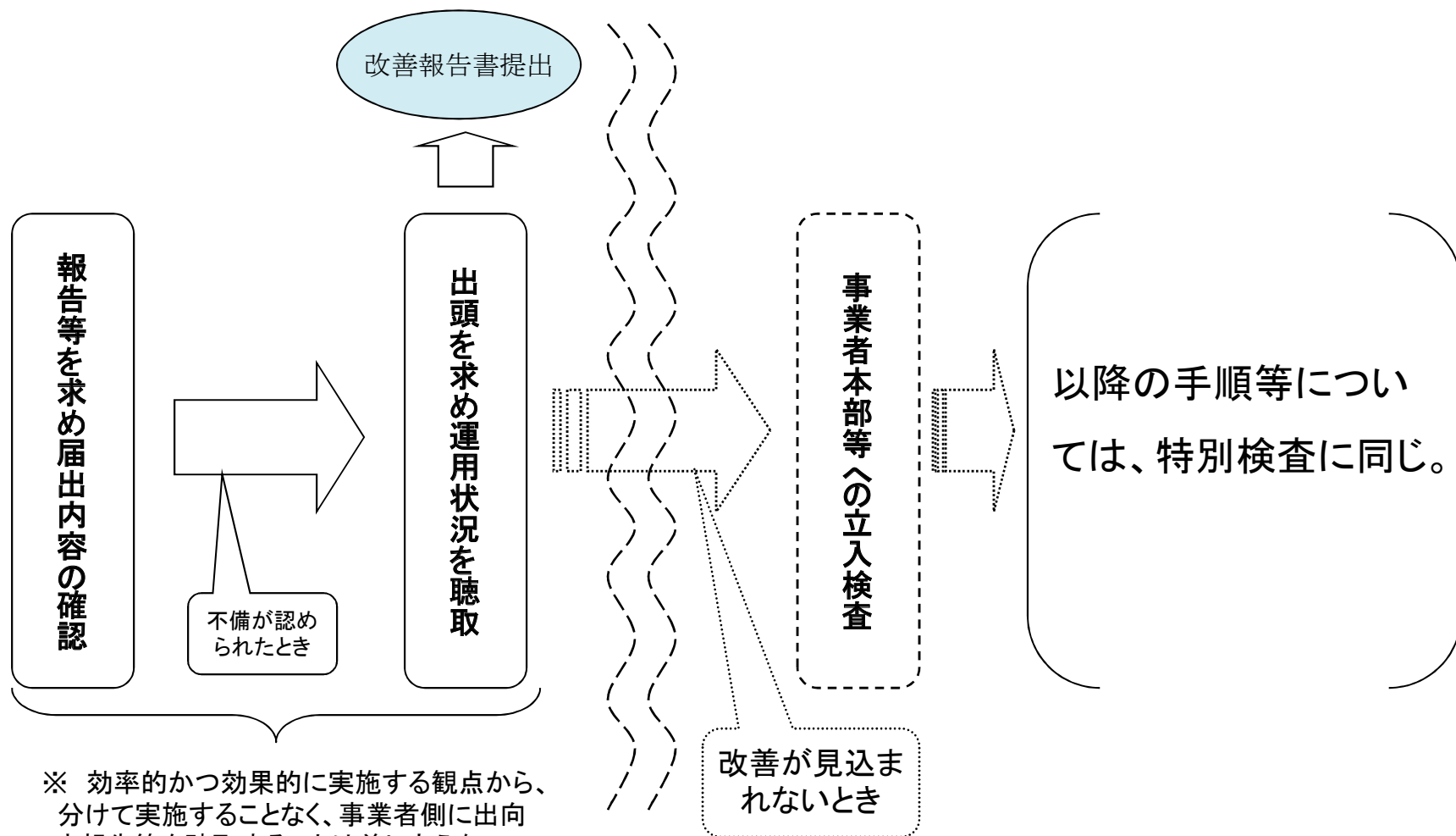
(注) ②、③については該当する事業者。

特別検査

指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

- ① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証
- ② 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

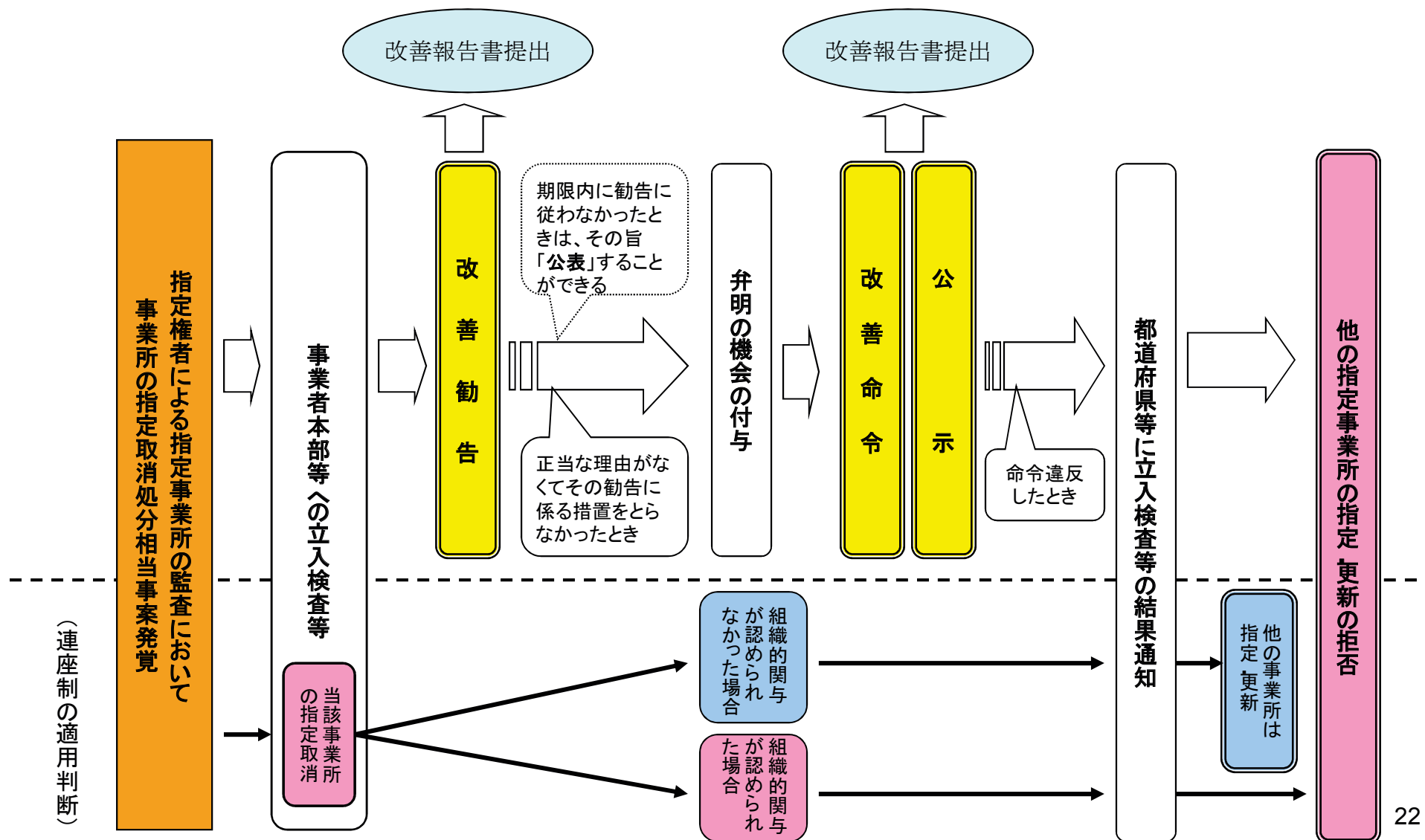
【一般検査】(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施)



※ 効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。

ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。

【特別検査】(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



(別添)「業務管理体制(法令等遵守態勢)確認検査実施に当たっての考え方」について

本書の目的

- 検査担当職員が検査を実施するに当たって、業務管理体制に係る検査とはどのようなことをするものなのか理解を促進させるため、検証のポイントを示し、そのポイントを具体的にどのように確認するのか例示したものであり、検査業務の参考に資することを目的としたもの。

留意事項

- 本書は、大規模な事業者(会社法上の監査役(会)設置会社である事業者)において、事業者が求められる(求める)であろう理想的な業務管理体制を想定し、それを前提に検査における確認の視点を具体的に詳細な事項にまで踏み込んで例示したもの。

- したがって、
 - ① この例示が検査を実施するに当たって、どの事業者にもそのまま当てはまるものではないこと
 - ② 事業者における業務管理体制の実態は、事業者の規模、法人種別等により当然異なるものであることに十分留意すること。
- また、外形的な部分のみに着眼するのではなく、事業者内において法令等遵守をどのように周知させ実行しているか、そのプロセス、本質的な部分(例えば、一事業者一法人のような小規模事業者であれば、①経営者(トップ)の意識、②法令等遵守を履行するための取り組み、③自己評価の方法 等)を確認するものであることを理解し、本書を活用されたい。